(7) いじめ対策

本部町立瀬底小学校いじめ防止基本方針

I 本校の基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ○「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者、 当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係の ある者を指す。
- ○「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心 理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ○「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを 意味する。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することのないように、『いじめ防止対策推進法』(平成25年法律第7 | 号以下「法」という)第 | 3条の規定に基づいて、いじめ防止やいじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する「瀬底小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

◎いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。 (いじめ防止対策推進法 第3条)

◎学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。 (いじめ防止対策推進法 第8条)

(3) 瀬底小学校いじめ防止基本方針の理念

①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的・組織的に取り組む。

- ②学級・学年等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努める。
- ③保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携と協力に努め、社会全体で子どもの健 全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。
- ④児童自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に 努める児童の育成を目指す。

(4)「いじめ」の判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の	
立場に立つ。	
○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、	左記の例に関しても、加害行為を
多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。	行った児童生徒に対する指導等に
例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。	ついては法の趣旨を踏まえた適切
例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づ	な対応が必要。
いていない場合。	
○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否	見えないところで被害が発生し
かを判断する。	ている場合もあるため、背景にある
	事情の調査を行い、児童生徒の感じ
	る被害性に着目する。
○ いじめの認知は、学校におけるいじめ防止等の対策のた	教職員がいじめを抱えこまず、か
めの組織を活用して行う。	つ、学校のいじめへの対応が個々の
	教職員による対応ではなく組織と
	して一貫した対応をとる。

2 いじめ防止の指導体制

いじめは誰もが被害者・加害者になり得ることを前提に、未然防止・早期発見・早期解決に努める。

- (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」【別図 | も参照】
 - ①校内指導体制及び関係機関との連携
 - ・生徒指導主任、教育相談担当、人権教育担当、道徳主任、特別活動担当等それぞれの役割 を明確にし、それぞれの立場でいじめ防止に向けての取り組みの充実並びに連携を図る。
 - ・関係機関の機能と役割、専門性を理解し、スムーズな連携が図れるよう連絡を密にする。
 - ②校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、支援員などからなるいじめ防止のための生徒指導特別支援委員会を毎月ー回開催して各学年の状況を把握する。また、必要に応じてチーム会議(担任、生徒指導主任、教育相談担当、教務主任)を編成し、関係機関と連携して対応する。その情報や経過については職員会議等で生徒指導主任が報告し、学校全体で共有する。
- (2) いじめの未然防止、早期発見、早期解決等に関する取り組み【別表 | も参照】

3 いじめ発生時の対応

(1) いじめ発生(発見・通報・日常の観察・アンケート・教育相談・周囲や本人からの訴え)

管理職 教育委員会等 初期対応(担任・関係職員) ※担任は管理職に報告をする。 報告 報告 ※校長は必要に応じて、いじめ ○情報の収集と事実関係の把握 防止委員会を招集する。 ・児童、職員、保護者、地域住民から情報を 集め、事実関係を把握する。 ・いじめを発見した場合は、その場でその行 為を止める。 いじめ防止委員会 ・事実関係の把握(関係児童からの聞き取 ○いじめ防止委員会の主な内容 1)) ・初期対応等の具体的な報告。・初期対応等へのアドバイス ○児童への指導と支援 ・「組織」で支援・指導体制を組む。(管理職・学級担任・養 ・いじめられている児童への支援。

・いじめを見ていた児童への指導。

保護者との連携

○つながりのある教職員を中心に、即日に関係児童(加害・被害児童とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校の対応と連携方法について話し合う。

※場合によっては学校で話し合う。

・いじめた児童への指導。

関係機関(警察署・児童相談所・人権相談所・福祉保健所・民生委員等) 職員会議等(全職員) 共通理解・共通実践・児童支援

護教諭・生徒指導主任の役割を明確にする)

・関係機関との連携を図る。

(2) 重大事態について

- ①重大事態とは
 - ◎「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合等
 - ◎「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
 - ・年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合 ※「児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

②重大事態への対応

- ◎重大事態が発生した旨を本部町教育委員会に速やかに報告する。必要に応じて専門機関 や警察等の関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- ◎教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織「学校調査委員会」を設置する。 構成員はいじめ防止委員を中心に、SC、SSW、民生委員等、状況にあわせて決定する。 (その場合、渉外として教頭を窓口として一本化する。)
- ◎学校調査委員会を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対処 や同種の事態の再発防止策を講じる。
- ◎上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、明らかになった事実関係やその他必要な情報を提供する。これらの情報提供にあたっては、他の児童や関係者の個人情報・プライバシーに十分配慮する。

③重大事態の対応についての留意事項

- ◎速やかに本部町教育委員会に報告し、町教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、 学校全体で組織的に対応し、問題の解決にあたる。
- ◎学年又は学校のすべての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で 説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- ◎事案によっては、マスコミの対応も考えられるため、対応の窓口を一本化する(教頭)

【別図 1】 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

関係機関

- ·本部町教育委員会
- ・所轄警察
- ・児童相談所
- · 医療機関 · 福祉保健所
- ・法務局 等

外部専門家

- ・心理や福祉の専門家
- ・弁護士、医師
- · 教員、警察経験者 等

保護者・地域

- \cdot PTA
- ·学校評議員会
- ・民生委員
- ・公民館
- ・町役場等の関係行政機関

いじめ防止委員会

(生徒指導/教育相談/特別支援委員会) 〈構成員〉

- · 校長 · 教頭
- ・生徒指導主任(いじめ問題担当教員)
- ·教育相談担当
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・養護教諭
- ・担任および関係職員

〈取り組み内容〉

- ・いじめ対策の検討
- ・方針に基づく取り組みの実施及び評価
- ・取り組みの年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・「学校いじめ防止基本方針」の児童や 保護者・地域への情報発信(HP掲載)
- ・「学校いじめ防止基本方針」の点検・見 直し
- ・相談と通報の窓口
- ・情報収集と記録、共有(調査の実施)
- ・いじめの認定
- ・事案発生時の緊急対応や指導
- ・一旦、解決した後の継続的な見守り

チーム会議

〈内容〉

- ・いじめの実態把握
- ・情報の迅速な共有
- ・指導対応について 連絡調整

〈構成員〉

- ・担任
- ・生徒指導主任
- ・養護教諭

〈いじめへの対応〉

- ・関係児童への事実 関係および指導
- ・保護者との連携

校内研修

- ・授業改善←生徒指導の4つのポイント (規範意識・自己存在感・共感的な人間関係・自己決定の場)
- ・教育相談に関する研修
- ・いじめの理解や防止に関する研修

道徳・特活

- ・いじめの未然防止に向けた道徳指導 計画の立案
- ・児童の自治的・自発的活動の推進(支持的風土の確立)

【別表 1】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携内容
			○個々の価値観等の理解(道徳・特活)	○自他の区別をし大切に扱う心の育成
			○道徳教育の充実	○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約
			(人権教育・情報モラル)	束作り
いじめの未	然防止		○正しい判断力の育成(道徳・特活)	○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育
			○奉仕的体験活動への積極的取組	成する
				○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見			○集団から離れて一人でいる児童への声かけ	○日常的・積極的な子どもとの会話
			○個別面談や月一回のアンケートによる情報収	○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック
			集	○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
			○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった	
			際の即時対応と原因追求	
		いじめら	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子
		れた側	神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応	どもの話をよく聞くことで事実や心情の
			○休憩時間や登下校時にも職員による見回りを	把握をする
			行うなど被害が継続しない体制作り	○問題解決へ向けた学校の方針への理解と
	暴力を伴う		○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	協力
	いじめ	いじめた	○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」とい	○いじめられた児童を守る対応をすること
		側	う毅然とした態度でいじめを阻止する	への理解
			○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞
			○関係機関(警察、児童相談所等)との連携	くこと
				○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
		いじめら	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被	○子どもを守る強い姿勢をみせることと、子
	暴力を伴わないいじめ	れた側	害の的確な把握、迅速な初期対応	どもの話をよく聞くことで事実や心情の
			○休憩時間や登下校時にも職員による見回りを	把握をする
			行うなど被害が継続しない体制作り	○問題解決へ向けた学校の方針への理解と
			○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	協力
		いじめた	○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」とい	○いじめられた児童を守る対応をすること
いじめの		側	う毅然とした態度でいじめを阻止する	への理解
早期対応			○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞
			○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連	くこと
			携	○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
		いじめら	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で	○子どもを守る強い姿勢をみせることと、子
	行為がわか りにくいい じめ	れた側	守る」ことの約束	どもの話をよく聞くことで事実や心情の
			○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的	把握をする
			確な把握と迅速な初期対応	○問題解決へ向けた学校の方針への理解と
			○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	協力
		いじめた	○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」とい	○いじめられた児童を守る対応をすること
		側	う毅然とした態度でいじめを阻止する	への理解
			○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞
			○関係機関(カウンセラー等)との連携	くこと
				○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等
	直接関係がない児童		○傍観することがいじめに加担することと同じ	○いじめに気づいた場合、傍観者とならず学
			であること、いじめられた児童の苦しさの理解	校や保護者へ通告できるように指導する
			○言いなりにならず、自分の意志で行動すること	○どんな場合でもいじめる側や傍観者にな
			の大切さの指導	らない強い意思を育成する

Ⅱ 家庭や地域との連携

	○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発(PTA教育講演会の実施等)			
各家庭(PTA)での取組	○子どものがんばりをしっかり認め褒めること。いけない時にははっきりと叱ることの実践 啓発			
	○父親の子育てへの積極参加を啓発する			
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼			
地域(の採用	○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけ			
学校から情報発信	発信 ○「学校いじめ防止基本方針」の周知(HP、学校便り、評議員会等)			